

報酬等に関する事項

■当行の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1)「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」(あわせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりであります。

①「対象役員」の範囲

対象役員は当行の取締役及び監査役であります。なお、社外取締役及び社外監査役を除いております。

②「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の従業員のうち、「高額の報酬を受ける者」で当行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として開示の対象としております。

(ア)「主要な連結子法人等」の範囲

該当ありません。

(イ)「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、該当事業年度における当行役員の報酬総額を、当該期間中の役員の員数により除することで算出される「対象役員の平均報酬額(期中就任者・期中退任者を除く。)」以上の報酬等を受ける者を指します。

(ウ)「当行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「当行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行の業務運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2)「対象役職員」の報酬等の決定について

①「対象役員」の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬となる取締役報酬と監査役報酬の総額(上限額)をそれぞれ決定しております。取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会から委任された代表取締役が、株主総会で決議された限度額の範囲内において決定しております。

また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役会により決定しております。

②「対象従業員等」の報酬等の決定について

従業員の報酬等は人事部が制度設計し、基本方針に沿って支払っております。

■当行の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

(1)「対象役員」の報酬等に関する方針について

役員の報酬等は、原則として、「基本報酬」「賞与」で構成され、役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案して決定しております。

(2)「対象役員」の報酬等の全体の水準が自己資本に及ぼす影響について

取締役会は、当期の役員報酬の支払総額について、当期の利益水準や内部留保の状況と比較した結果、自己資本比率に重大な影響を与えないことを確認しております。

(3)「対象従業員等」の報酬等に関する方針

基本方針は規則・規程に文書化され、当行の取締役会において決定し、三井住友フィナンシャルグループ人事部へその内容を報告しております。

■当行の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定にあたっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。また、対象従業員等の報酬等の決定にあたっては、当行の財務状況等を勘案のうえ、予算措置を行う仕組みになっております。

■当行の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

(1)当該事業年度に割り当てられた報酬等(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：人、百万円)

		対象役員	対象従業員等
固定報酬	対象役員及び対象従業員等の数	11	4
	固定報酬の総額	266	95
	うち、現金報酬額	266	95
	うち、繰延額	—	—
変動報酬	対象役員及び対象従業員等の数	9	3
	変動報酬の総額	85	18
	うち、現金報酬額	77	18
	うち、繰延額	—	—
	うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	7	—
	うち、繰延額	—	—
退職慰労金	対象役員及び対象従業員等の数	—	—
	退職慰労金の総額	—	—
	うち、繰延額	—	—
その他の報酬	対象役員及び対象従業員等の数	8	3
	その他の報酬の総額	1	0
	うち、繰延額	—	—
報酬等の総額		353	113

(注)その他の報酬の総額は通勤費であります。

(2)特別報酬等

該当ありません。

(3)繰延報酬等

該当ありません。